

大阪の最低賃金

883円



2016年10月1日(発効)から

時間給883円以上でない

最低賃金法違反になります。(高校生・再雇用も)

違反をすれば2年間さかのぼって請求できます。

非正規
あきらめて
いませんか?

残業代割増は支払われます!

1日8時間、週40時間を超えたら、残業代(割増賃金)を支払わなくてはなりません。

パートも有給休暇をとれます!

6カ月間継続し、8割以上出勤した場合10日の有給休暇。
育児介護休暇、産前産後休暇、生理休暇は非正規でも取得できます。

通勤手当は正規と同一基準でもらえます!

非正規(有期雇用労働者)であることを理由に格差は禁止されています。

労働組合に入って、働きやすい職場にしよう。

**労働
相談**



ひとりで悩まず
今すぐご連絡を

秘密厳守

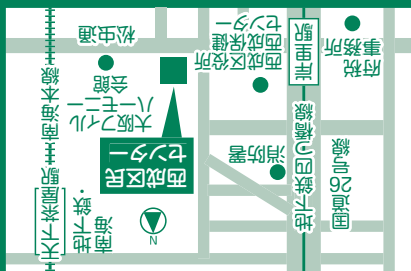
相談無料

賃金、残業、解雇、
休暇、保険など

月～金10:00～18:00
おおさか労働相談センター

06-6353-7807

メールでの相談も受付けています▶<http://www.osaka-rouren.gr.jp/soudan/>



連絡先: 大阪市北区錦町2-2 国労会館1階 大阪労連 Tel.06-6353-6421
主催: 第20回/パート・非常勤・ヘルパー・派遣労働者のこと実行委員会

地下鉄四つ橋線「岸里」②号出口東へ1分
地下鉄堺筋線・南海線「天下茶屋」西出口南へ5分

場所 西成区民センター・ホール
日時 11月6日(日) 13時～15時半